

秋津デイサービスセンター
有料通所介護サービス契約書及び重要事項説明書

利用者_____と事業者秋津デイサービスセンターとは、有料通所介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結ぶものとする。

(趣旨)

第1条 この契約書及び重要事項説明書は、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が管理・運営する秋津デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う有料通所介護サービス事業（以下「サービス」という。）の適正な運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業所は、要支援状態に陥るおそれのある高齢者等（以下「ご利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した生活が営めるよう、日帰り通所による送迎や食事、入浴の提供、またリハビリ及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持向上並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条

- (1) 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重して常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) サービスの運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、必要に応じ市町村、他医療・保健・福祉サービス提供者等との連携を図り、質の向上に努めるものとする。
- (3) 事業所は、ご利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、または要支援状態となることの予防に資するようサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

名 称 秋津デイサービスセンター

所在地 熊本市東区秋津3丁目17番17号

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から翌1月3日までの日を

除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から17時15分とする。
- (3) サービス提供時間は、10時00分から15時00分のうち3～5時間を基本とする。
- (4) サービス提供時間は、ご利用者または代理人の事前の希望等により延長できるものとする。

(サービスの対象者)

第6条 熊本市内であって東区の秋津校区・若葉校区・桜木校区・桜木東校区・泉ヶ丘校区・画図校区・健軍校区・健軍東校区・尾ノ上校区・東町校区・山ノ内校区に該当するもの（以下、ご利用者）とする。

- (1) 介護保険制度において非該当となったもの。
- (2) 要支援者でケアマネジャーの立案した計画を超えてサービスを希望するもの。
- (3) 心身の障害や疾病等により、日常生活に支障のある高齢者。
- (4) その他理事長が認めるもの。

(定員)

第7条 事業所の利用定員は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月26日熊本市条例第85号）により、指定を受けている定員に支障のない範囲で行うものとする。

(サービスの計画)

第8条 サービスの提供曜日・時間帯については、ご利用者または代理人との相談により同意を得て決定するものとする。

(サービス内容の選択)

第9条 サービスの内容は、ご利用者が利用目的に応じて、サービス提供時間内で、下記サービス内容から選択し組み合わせるものとする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴等
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) その他必要な日常生活上の世話
- (6) バイタルチェック

(提供方法)

第10条

- (1) サービスの利用開始に当たっては、あらかじめご利用者または代理人に対し、サービ

ス内容、ご利用料、苦情・相談窓口等について説明を行い、同意を得るものとする。

- (2) サービスの提供に当たっては、既定の用紙にご利用者自身が利用目的を記載し、事業所は、それを達成するための具体的なサービス内容及びその提供方法についてわかりやすい説明を行い、ご利用者または代理人の同意を得るものとする。
- (3) サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特にご利用者の身体に接触するものについては、サービスの提供毎にチェックを行うものとする。

(契約の終了)

第 11 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この利用契約は終了するものとする。

- (1) ご利用者または代理人から契約解除の申し出があったとき。
- (2) ご利用者が要介護認定を受けたとき。
- (3) 利用料金の滞納（2 か月）、または他のご利用者への迷惑行為等があったとき。
- (4) ご利用者が他施設へ入所をされ、復帰の目途がたたないとき。
- (5) ご利用者が死亡されたとき。

(利用料金)

第 12 条

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は【料金表】のとおりとし、利用者または代理人への請求は、支払い期限の 10 日前までに「請求書」により行うものとする。
- (2) 事業所への支払いは、ご指定の口座振替によって行うものとし、サービスを利用した翌月 28 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に 1 ヶ月分を振替えるものとする。
- (3) サービスを利用する予定日であるにもかかわらず、ご利用者の都合で急きょ当日になりサービスを中止した場合は、そのサービス中止における予定サービス提供分の利用料金を、ご利用者または代理人に請求することができる。
- (4) 給食費は 600 円を徴収するものとする。
- (5) おむつ代は実費を徴収するものとする。
- (6) 前各号に掲げるものの他、日常生活においても通常必要となる物に係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められる費用については、実費を徴収するものとする。
- (7) 前各号の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者または代理人に対して事前に説明し、同意を得るものとする。

【料金表】

○1回毎のご利用料金

3～5時間	以後1時間ごと
2,500円	1,000円

○選択サービス内容（1回毎）

送迎（往復）	500円
入 浴	500円
機 能 訓 練	1,000円
食 事	600円

（通常の実施地域）

第13条 通常の実施地域は、熊本市内東区の秋津校区・若葉校区・桜木校区・桜木東校区・泉ヶ丘校区・画図校区・健軍校区・健軍東校区・尾ノ上校区・東町校区・山ノ内校区であって送迎に支障のない区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 サービスに当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) ご利用者はサービスの利用に当たって、安全にサービスを利用していただく為に、事業所及びその従業者に協力し、またその指示に従うものとする。
- (2) ご利用者は、既往歴や疾病名、入浴時の注意点等、事業所が必要と判断した情報については、進んで提供するものとする。また、主治医をはじめ関係機関に対し、その情報を収集することをご利用者または代理人は承諾するものとする。
- (3) 結核等感染症の予防に資するため、利用に際して事業所が事前に健康診断等を依頼した場合は、必ず受診し、その結果を事業所に報告しなければならない。
- (4) サービスの利用当日、体調不良等により入浴が不適と判断した場合は、その指示に従うものとする。

（緊急時の対応）

第15条 サービスご利用中、体調の急変が生じた場合は、速やかに緊急連絡先のご家族や医師または医療機関へ連絡し、必要な措置を講じるものとする。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電 話 番 号	

(守秘義務)

第 17 条

- (1) 事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者またはそのご家族等の個人情報を漏らしてはならない。
- (2) ご利用者または代理人は、次に掲げる事由が発生した場合、ご利用者及びそのご家族等の個人情報を情報提供する場合があることに同意するものとする。
 - ① 事故または体調の急変等による医療機関への情報提供
 - ② 要介護認定等に際し、行政、その他関係機関から情報提供を求められた場合
 - ③ 感染症等の発生、またはその恐れがある場合
 - ④ 非常災害が発生し、ご利用者の安全を確保するために情報提供の必要がある場合

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、防火管理者を選定し、火災、風水害、地震等の非常災害に備え、対処計画を作成し、年 2 回定期的に避難、救出等の訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 19 条 ご利用者に提供したサービス等に対して、ご利用者や代理人等の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するものとする。

当 事 業 所 お 客 様 相 談 窓 口	窓口責任者	管理者 村上 明美
	ご利用時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	ご利用方法	電話 (3 6 7 - 5 4 5 4)

(事故発生時の対応)

第 20 条

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、関係機関等へ連絡し必要な措置を講じるものとする。
- (2) ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(協議事項)

第 21 条 この契約書及び重要事項説明書に定めのない事項については、ご利用者または代理人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

この契約書及び重要事項説明書に基づいて、有料通所介護サービスの説明を受けたことに同意し、この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、各署名押印して一通ずつを保有するものとする。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所	
	氏 名	⑩

代 理 人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	⑩

事 業 者	住 所	熊本市西区花園 7 丁目 19 番 1 号
	法人名	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
	事業所	秋津デイサービスセンター
	代表者	理事長 田 端 高 志 ⑩

説 明 者	職 名	
	氏 名	⑩